（議事）

第六条　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第七条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は日本年金機構に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第八条　委員会の庶務は、総務省行政管理局企画調整課及び総務省行政評価局総務課において処理する。

（雑則）

第九条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　原口　一博
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百十六号

航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空機燃料譲与税法施行令（昭和四十七年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、弟子屈飛行場」を削り、「三沢飛行場」の下に「、百里飛行場」を加える。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令による改正後の第一条の規定は、平成二十二年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、平成二十一年度分までの航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。

総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　**直**人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百十七号

漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を次のように改める。

（国が施行する漁場に係る漁港漁場整備事業）

第一条の二　漁港漁場整備法（以下「法」という。）第四条第二項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一　北緯三十六度五十六分十二秒東経百三十二度五十五分四十八秒の点、北緯三十六度五十六分十二秒東経百三十三度十八分の点、北緯三十六度三十二分東経百三十三度三十五分の点、北緯三十六度二十九分東経百三十三度五十分の点、北緯三十五度五十九分東経百三十四度十分の点、北緯三十五度五十八分東経百三十四度十九分の点、北緯三十六度十四分東経百三十四度五十二分の点、北緯三十五度五十一分東経百三十四度五十二分の点、北緯三十五度四十二分東経百三十四度一分の点、北緯三十五度四十二分東経百三十三度三十六分の点、北緯三十五度五十四分東経百三十三度三十九分の点、北緯三十五度二十四分の点、北緯三十六度二十三分東経百三十三度十九分の点、北緯三十六度二十分東経百三十二度五十八分の点、北緯三十六度二十分東経百三十二度四十九分の点、北緯三十五度五十六分東経百三十二度四十二分の点、北緯三十五度四十二分東経百三十二度三十二分の点、北緯三十五度三十分東経百三十二度十分の点、北緯三十五度三十二分東経百三十一度五十五分の点、北緯三十五度三十六分七秒東経百三十一度四十九分の点、北緯三十五度五十三分九秒東経百三十二度七分の点、北緯三十五度五十六分東経百三十二度十七分の点、北緯三十六度一分東経百三十二度二十三分の点、北緯三十六度七分東経百三十二度三十五分の点、北緯三十六度二十一分東経百三十二度三十七分の点、北緯三十六度二十八分東経百三十二度四十二分東経百三十二度四十五分の点、北緯三十六度四十三分五十秒東経百三十二度四十二分の点及び北緯三十六度五十六分十二秒東経百三十二度五十五分四十八秒の点を順次に結んだ線により囲まれた海域（領海を除く。）を施行されるべき海域とする事業であつて、あかがれい又はずわいがにを対象として、これらを保護するために必要な機能を備えた増殖場を造成するもの

二　北緯三十六度四十二分東経百三十三度の点、北緯三十六度三十七分東経百三十三度八分の点、北緯三十六度二十八分東経百三十三度十五分の点、北緯三十六度二十八分東経百三十三度三十四分の点、北緯三十六度二十二分東経百三十三度三十六分の点、北緯三十六度八分東経百三十三度四十五分の点、北緯三十六度一分東経百三十三度四十九分の点、北緯三十五度四十六分東経百三十三度四十九分の点、北緯三十五度四十四分東経百三十四度の点、北緯三十二度十二分東経百二十八度五十四分の点、北緯三十二度十七分東経百二十八度四十三分の点、北緯三十二度四十五分東経百二十八度二十二分の点、北緯三十二度四十五分東経百二十八度十七分の点、北緯三十二度四十一分東経百二十八度十四分の点、北緯三十二度三十二分東経百二十八度六分の点、北緯三十二度二十六分東経百二十八度二十分の点、北緯三十二度二十一分東経百二十八度三十五分の点、北緯三十二度十三分東経百二十八度四十分の点、北緯三十二度五分東経百二十八度三十二分の点、北緯三十一度四十六分東経百二十八度二十一分の点、北緯三十一度二十二分東経百二十八度二十一分の点、北緯三十一度十一分東経百二十八度四分の点、北緯三十一度二分東経百二十八度四分の点、北緯三十度五十五分東経百二十七度五十四分の点、北緯三十度四十七分東経百二十七度五十二分の点、北緯三十度四十分十三秒東経百二十七度五十分十三秒東